

資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準

令和8年3月11日施行

1 適用する入札

建設工事の一般競争入札（事後審査型）に適用する。

2 入札を無効とする資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）  
同士の同一入札への参加

(1) 入札の告示日から入札書提出期間の末日までの間に、次のアからウまでのいずれかに該当する場合、発注者は該当する者を同族企業同士と判断する。

ア 資本関係は次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係は次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
  - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
  - ウ その他適正な入札が阻害されると認められる場合
  - (ア) 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合
  - (イ) 上記ア又はイと同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合
- (2) 上記(1)の同族企業同士が同一入札に参加した場合、公正、公平な競争入札が阻害されたおそれがある入札と判断し、上記(1)の同族企業同士が行った入札を無効とする。ただし、入札書提出前に辞退届を提出し入札辞退をした者がいて、開札時点で同族企業同士の同一入札への参加状態が解消されている場合はこの限りでない。
- (3) 共同企業体の場合、他の共同企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と単体企業が上記(1)の同族企業同士の場合は、当該構成員を含む共同企業体を上記(1)の同族企業と見なす。

### 3 同族企業同士の判断方法

- (1) 坂戸、鶴ヶ島水道企業団建設工事請負一般競争入札（事後審査型）要領第19条の規定の参加資格の審査に必要な書類に確認書を含める。
- (2) 落札候補者が提出した確認書に記載された同族企業が当該入札に参加しているか否か発注者が確認する。
- (3) 上記(2)で落札候補者が提出した確認書に記載された同族企業が同一入札に参加していた場合、発注者は落札候補者の確認書に記載され、かつ同一入札に参加した同族企業からも確認書の提出を求める。
- (4) 上記(2)及び(3)の確認で同族企業同士の同一入札への参加と発注者が判断した場合、当該同族企業同士の入札（該当する複数者の入札）を無効とする。
- (5) 同族企業同士の判断において、発注者に疑義が生じた場合、発注者は入札参加者の全部又は一部の者に対し、追加資料の提出や事情聴取を行うことができる。

### 4 確認書等への虚偽記載

- (1) 落札者決定後に落札者の確認書の記載内容に虚偽（以下「虚偽記載」という。）が契約締結前に判明した場合、発注者は入札手続を無効とし、落札者決定を取り消すものとする。
- (2) 契約締結後に契約相手の虚偽記載が判明した場合、工事着手前であれば発注者は坂戸、鶴ヶ島水道企業団建設工事標準請負契約約款第61条の規定により、契約解除の協議を行うものとする。また、工事着手後の場合は契約相手の入札時の不正行為の有無や工事進捗状況などを考慮した上で、発注者は当該契約を継続するか解除するかを適切に判断するものとする。
- (3) 確認書等に虚偽記載があった場合、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約に

係る指名停止措置要綱に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

#### 5 入札告示への記載

入札告示において、同族企業同士は同一入札に参加できないことを入札参加資格要件として明記するものとする。

#### 6 入札参加者心得書との関係

この運用基準の同族企業同士の同一入札への参加を回避するために、同族企業同士が入札前に入札参加意思の確認を行うことは坂戸、鶴ヶ島水道企業団競争入札参加者心得書第7条第3項に抵触しないものとする。

#### 附 則

この運用基準は、令和8年3月11日から施行し、同日以後に入札告示を行う入札から適用する。

## 資本関係又は人的関係確認書

	工 事 名	
判断 期間	入札の告示日	
	入札書提出期間の末日	

入札参加者 又は 落札候補者	所在地又は住所	
	商号又は名称	
	代表者役職名及び氏名	

上記の判断期間において、当社と他の資格者（坂戸、鶴ヶ島水道企業団建設工事指名競争入札等参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載されている者）との間における資本関係又は人的関係は次のとおり相違ありません。

- 1 資格者名簿の登載者のうち、「資本関係又は人的関係がある者同士の間において、当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社の有無
- あり ・ なし

※ 「あり」に○を付けた者は下記の2、3又は4にその内容を記載すること。

### 2 資本関係で当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社（当社以外）

当社との関係	商号又は名称	所在地又は住所	代表者氏名

### 3 人的関係で当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社（当社以外）

当社の役員		兼任している会社名、役職		
役職	氏 名	商号又は名称	所在地又は住所	役職

### 4 組合とその構成員の関係で当社又は当組合と「同族企業同士」と扱いを受ける会社または組合（当社以外）

当社または組合との関係	商号又は名称	所在地又は住所	代表者氏名

#### 注意事項

- 1 上記2、3又は4の記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加する。
- 2 この確認書の記入事項に虚偽があった場合には、「坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約に係る指名停止措置要綱」に基づき、入札参加停止等の措置を行う場合がある。
- 3 入札参加者が共同企業体の場合、この確認書は共同企業体の各構成員がそれぞれ提出すること。

## 資本関係又は人的関係確認書(記入例)

工事名		〇〇工事
判断 期間	入札の告示日	〇〇年〇〇月〇〇日
	入札書提出期間の末日	〇〇年〇〇月〇〇日
入札参加者 又は 落札候補者	所在地又は住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
	商号又は名称	(株)〇〇建設 〇〇支店
	代表者役職名及び氏名	支店長 〇〇 〇〇

上記の判断期間において、当社と他の資格者(坂戸、鶴ヶ島水道企業団建設工事指名競争入札等参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に記載されている者)との間における資本関係又は人的関係は次のとおり相違ありません。

- 1 資格者名簿の登載者のうち、「資本関係又は人的関係がある者同士の間」において、当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社の有無 (あり) ・ なし
- ※ 「あり」に○を付けた者は下記の2、3又は4にその内容を記載すること。

### 2 資本関係で当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社 (当社以外)

当社との関係	商号又は名称	所在地又は住所	代表者氏名
当社の親会社	(株)□□□□	□□市□□1-2-3	□□ □□
親会社が同じ子会社	(株)××××	××市××1-2-3	×× ××

### 3 人的関係で当社と「同族企業同士」と扱いを受ける会社 (当社以外)

当社の役員		兼任している会社名、役職		
役職	氏名	商号又は名称	所在地又は住所	役職
取締役	△△ △△	(株)△△△△	△△市△△1-2-3	取締役

### 4 組合とその構成員の関係で当社又は当組合と「同族企業同士」と扱いを受ける会社または組合 (当社以外)

当社または組合との関係	商号又は名称	所在地又は住所	代表者氏名
組合	○×協同組合	□□市□□1-2-3	□□ □□
構成員	□□□(株)	××市××1-2-3	×× ××

#### 注意事項

- 1 上記2、3又は4の記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加する。
- 2 この確認書の記入事項に虚偽があった場合には、「坂戸、鶴ヶ島水道企業団の締結する契約に係る指名停止措置要綱」に基づき、入札参加停止等の措置を行う場合がある。
- 3 入札参加者が共同企業体の場合、この確認書は共同企業体の各構成員がそれぞれ提出すること。